# **1-2-3　災害応援協定**

## **1-2-3-1　九州・山口９県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定**

**（趣旨）**

第１条　この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口９県」という。）において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口９県災害時応援協定第５条第７号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

**（支援の内容）**

第２条　災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

一　職員の派遣

二　被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施

三　仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整

四　災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整

五　被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言

六　前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項

２　前項第１号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

**（支援に係る手続き）**

第３条　前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

**（被災県における受援体制）**

第４条　被災県は、前条に定める要請を行った場合（同条ただし書において要請があったものとみなす場合を含む。）、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

**（平常時の情報共有）**

第５条　九州・山口９県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

一　仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報

二　災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報

三　市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報

四　災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報

五　前各号に掲げるもののほか、九州・山口９県が必要と認めた事項

**（連絡会議の実施）**

第６条　九州・山口９県は、第３条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。

２　連絡会議の運営については、別途定める。

**（経費の負担）**

第７条　支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

２　支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　被災県及び支援県が前２項の規定により難いと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

**（補則）**

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口９県が協議して定める。

２　この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

**（適用）**

第９条　この協定は、平成２９年１１月１５日から適用する。

　この協定を証するため、本書９通を作成し、各県知事記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年１１月１５日

福岡県知事　　小川　　洋　　　　　　　　宮崎県知事　　河野　俊嗣

佐賀県知事　　山口　祥義　　　　　　　　鹿児島県知事　三反園　訓

長崎県知事　　中村　法道　　　　　　　　沖縄県知事　　翁長　雄志

熊本県知事　　蒲島　郁夫　　　　　　　　山口県知事　　村岡　嗣政

大分県知事　　広瀬　勝貞

## **1-2-3-2　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人長崎県産業廃棄物協会）**

（趣旨）

第１条　この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに処分に関して、長崎県（以下「甲」という。）が社団法人長崎県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により損壊した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集・運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) その他前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 被災市町等の名称

(2) 協力の要請内容

(3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第５条 乙は、第３条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２ 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

３ 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

（情報の提供）

第６条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

２ 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第７条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(1) 被災市町等の名称

(2) 協力の内容

(3) その他必要な事項

（費用の負担）

第８条 第３条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

（損害賠償）

第９条 第３条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人長崎県産業廃棄物協会事務局とする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

（適用及び効力）

第12条 この協定は、平成２３年　６月３０日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２３年　６月３０日

甲 長崎市江戸町２番１３号

長崎県知事 中　村 法　道

乙 長崎市魚の町１番地２３号

社団法人長崎県産業廃棄物協会

会　長 海　野 博

## **1-2-3-3　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（長崎県環境整備事業協同組合）**

（趣旨）

第１条　この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県（以下「甲」という。）が長崎県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集・運搬

(3) その他前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 被災市町等の名称

(2) 協力の要請内容

(3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第５条 乙は、第３条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２ 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

３ 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

（情報の提供）

第６条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

２ 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第７条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(1) 被災市町等の名称

(2) 協力の内容

(3) その他必要な事項

（経費負担）

第８条 第３条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

（損害賠償）

第９条 第３条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

（適用及び効力）

第12条 この協定は、平成２３年　６月３０日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２３年　６月３０日

甲 長崎市江戸町２番１３号

長崎県知事 中　村 法　道

乙 大村市今津町２０６番地

長崎県環境整備事業協同組合

理事長 岩　藤 守

## **1-2-3-4　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（長崎県環境保全協会）**

（趣旨）

第１条　この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県（以下「甲」という。）が長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集・運搬

(3) その他前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 被災市町等の名称

(2) 協力の要請内容

(3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第５条 乙は、第３条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２ 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

３ 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

（情報の提供）

第６条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

２ 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第７条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(1) 被災市町等の名称

(2) 協力の内容

(3) その他必要な事項

（経費負担）

第８条 第３条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

（損害賠償）

第９条 第３条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境保全協会事務局とする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

（適用及び効力）

第12条 この協定は、平成２３年　６月３０日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２３年　６月３０日

甲 長崎市江戸町２番１３号

長崎県知事 中　村 法　道

乙 長崎市住吉町１５番１７号

長崎県環境保全協会

会　長 城　島 壽　一